

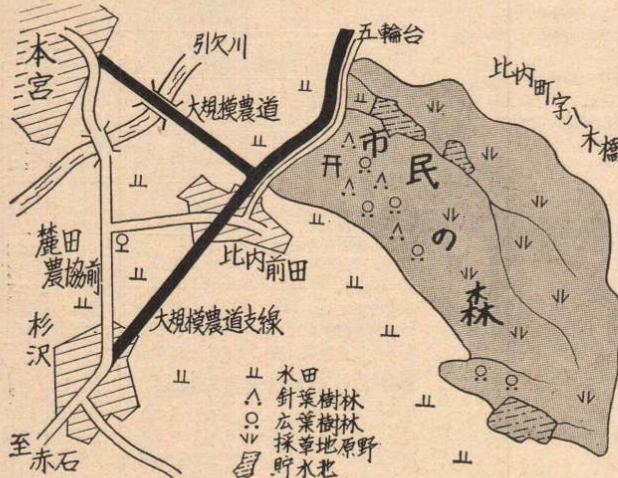
<9月定例市議会>

比内前田に「市民の森」つくる

9月1日から開かれた9月定例市議会は、46年度の補正予算案などを審議し、9月8日、議案9件を原案どおり可決、決算2件と請願7件、陳情2件は閉会中の審査に付託することを決め8日間にわたる日程を終えました。

こんどの定例会では、「市民の森」の設置や老人医療費支給対象者年令を75才に引き上げする分の扶助費など、2億3,701万6,000円にのぼる一般会計の補正予算の可決によって、一般会計の歳入、歳出の総額は31億4,290万2,000円になりました。

'市民の森'は2ヵ年計画で.....



鳥潟会館の使用料金決まる

鳥潟会館に関する条例が制定されました。この条例は鳥潟会館の設置、管理、使用料などを定めたもので、公用で使用する場合や公共のため使用する場合、さらに市長がとくに必要と認めた場合は使用料を減免することになっています。

使用料金は右記のとおりになりましたが、会館使用申し込みの受付は花矢支所で行なっています。

鳥潟会館は、昭和23年に当時の花岡町の皆さんに利用していただこうと、故鳥潟隆三博士が町に寄贈したもので、昭和42年の合併で大館市に引きつがっています。鳥潟博士がその晩年、心血を注いで造りあげた邸宅で、建坪744.15m²、敷地9.900m²という、重要文化財に価値のある、京風づくりのりっぱな建ものです。

東北新幹線を大館に.....

弘前市等との誘致促進同盟会が発足

夢の超特急、東北新幹線をわが大館市に通そうと、さる7月16日、市役所で誘致促進期成同盟会を結成し、会長に小畠知事、副会長に石川大館市長、畠山合川町長・八幡平村長をそれぞれ選び、陳情など誘致運動を展開してきました。

東北新幹線は大館、弘前等の内陸を通すか、八戸市などの海岸線を通過かは、現在のところ国鉄でも決めていないが、わずか3時間という短時間で結ばれるわけで、大館市直いには秋田県の発展にプラスされる面ははかり知れないものがあるといえます。

こうした中で、さる8月27日、本市を訪れた弘前市長は、市の三役との話し合い、内陸を通すため広域的見地に立ってお互いに誘致運動に結束しよう、という本市の意見に合意したため、9月27日、市民体育館で本県の期成同盟会と弘前、黒石など2市12カ町村で結成している期成同盟会が一つになり、その名も「東北新幹線秋田県ルート誘致促進期成同盟会」と称し新たに誘致運動を展開していくことにしました。

一方、八戸市側でも、9月14日、岩手県北の町村を含めた4市町村で誘致促進期成同盟会を結成したとい



われ、いま強力な運動を展開しつつあると報道されています。こうしたことから、内陸ルートに多くの有利な点があるものの、私たちとしても予断を許さない状況にあるため、今後の秋田、弘前側の結束した誘致運動には、さらに拍車をかける心要があり、市民の皆さんも、今後の誘致運動に注目していただきたいと思います。

(写真) 8月27日本市を訪れた、市の三役と話しあう藤盛弘前市長(正面)市側は左から市長と山城、竹内助役

選挙管理委員決まる

つきの方々が新らしく選挙管理委員および補充委員に選任されました。(敬称省略)

<委員>竹内福哉、松山 茂、高松善治郎、嶋内清一郎

<補充員>前田嘉太郎、葛谷 達、岡本時也、細田成信

「峠の家」に大型児童遊園地

一般会計の補正額2億3,701万6,000円のうちから、主な事業等をひろってみるとつぎのとおりです。

▲老人医療費扶助の追加	1,350万円
▲「峠の家」の大型児童遊園地造成に	802万円
▲「市民の森」の造成に	527万円
▲砂利、道路補修材料の購入に	300万円
▲片山線、舟場線舗装に	678万円
▲道路改良用地(12カ所)購入	541万円
▲小館花、岩本、赤沢線などの改良に	566万円
▲米代川北線新設事業の追加分	5,319万円
▲墓地公園の整地工事の追加分	1,500万円
▲御成町火災復興の物件移転補償費の追加分	1,658万円
▲駿河内小など9校の改築、補修など	560万円
▲矢立地区の給食センター建設追加分	375万円
▲東中に語学演習装置購入に	650万円
▲テレビ難視地域解消に(松原地区)	60万円
▲乳牛、和牛、種豚導入	11万円
▲白沢圃場整備事業の調査設計費の補助	300万円
▲青少年グループに井戸新設のため	1,28万円
▲市立総合病院への補助金追加	3,500万円

かなど、具体的な青写真は現在のところ決まっていませんが、こんどの補正予算化された527万円は、500台の自動車が収容できる駐車場(6,000m²)の設置と設計費そして樹木植栽事業などの事業費を織りこんだもので、市では、具体案が決まり次第、造成工事に着手することにしています。

澄んだ空気と緑一色の森、野鳥のさえずりの中で、子どもたちや老人たちが語り合う場、市民の森の完成は、4年8月の予定です。

75才から医療費を支給

市では昭和44年4月から、80才以上の老人の皆さんに対し、心身の健康保持と明るい老後生活をおくっていただきため、医療費を支給してきました。

この制度ができる当時は、80才以上の方でも、老令福祉年金、障害福祉年金を受けていた方のみが支給の対象となっていましたが、昨年の4月から年金受給や所得制限に一切関係なく、80才以上の方には全員に医療費を支給してきたところです。

そして、10月1日から支給対象年令を80才から、75才に引き下げる事を決めた市では、今回の9月定例市議会の一般会計補正予算案に年令引き下げ分に必要な扶助費1,350万円を計上し、約1,400人の老人の皆さんに医療費のお手伝をすることにしました。

支給方法

10月1日からは、75才以上の方で「老人医療費支給対象者証」をもっていれば、どなたでも医療費の給付が受けられます(すべての保険加入者が適用される)

例えば、国民健康保険に加入している75才の方がお医者さんからかかる医療費の総額が1万円かかった場合国保の給付は7割給付で本人負担は3割ですから

国保(市)負担が7,000円
本人負担が3,000円となり、この3,000円が、老人医療費として福祉事務所から本人に支給されることになります。

ただし、本人負担分のうち、外来患者の場合は1,000円、入院患者の場合は2,000円それぞれ本人が負担しなければならないようになっているため、結局、福祉事務所から本人に支払われる額は2,000円になります。また、年金受給、所得制限もありません。

支給対象者証(カード)をもらうには

カードをもらうには、あなたが加入している健康保険証や国民健康保険証と印鑑をもって福祉事務所、庶務係においでいただければ、交付することになっています。